

災害時における本州四国連絡高速道路所管施設の緊急的な 応急対策の支援に関する協定書

本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長（以下「甲」という。）と社団法人日本建設業連合会中国支部長（以下「乙」という。）とは、災害時における本州四国連絡高速道路所管施設の緊急的な応急対策の支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨・台風等異常な自然現象及び予期できない災害により、甲が管理する施設（以下「所管施設」という。）に被害が生じた場合の緊急的な応急対策に関して、甲の要請に基づき乙がこれを支援するために必要な資機材、技術者及び労力等（以下「資機材等」という。）を確保するとともに、その実施体制を定めることにより、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（支援業務の支援範囲）

第2条 本協定に基づき乙又は乙の各会員企業（以下「乙の会員」という。）が行う支援業務の支援範囲は、本州四国連絡高速道路管内の岡山県内、広島県内とする。

（支援業務の内容）

第3条 本協定に基づき乙又は乙の会員が行う支援業務の内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 被災施設の被害状況の点検及び調査として次に掲げる事項
 - イ 被害状況把握のための点検及び調査
 - ロ 被災施設の応急復旧の方法及び対策を決定するための点検及び調査
- 二 被災施設の使用機能の回復に係る資機材等の調達及び応急復旧工事
- 三 甲への技術的指導及び助言
- 四 その他甲が要請する業務

（支援の要請）

第4条 甲又は甲の管理センター所長（以下「所長」という。）は、所管施設に被害が発生し、又は被害が発生する恐れが確認され必要と認めるときは、状況に応じて乙又は乙の会員に支援を要請することができるものとする。

2 乙又は乙の会員は、甲又は所長からの支援要請に基づき特別な理由がない限り

できる限り速やかに所管施設の状況を把握し、甲又は所長の指示により、当該災害の調査、応急措置を実施するものとする。

- 3 前項の要請は、乙又は乙の会員に対して原則として文書で行う。ただし、緊急を要するときは口頭で行うことができるものとし、甲又は所長はその後改めて乙又は乙の会員に対して文書を提出するものとする。

(支援業務の応諾及び実施体制等)

第5条 乙は甲又は所長から支援業務の要請があり次第、乙の会員に対し支援業務を行う意志を確認し、該当する会員を甲又は所長に報告する。

- 2 乙から支援業務を応諾した乙の会員は、原則としてそれに応じなければならない。
- 3 乙の応急対策の実施体制表は、乙の会員による編成表及び連絡系統とし、編成表には動員できる会員等を記載するものとする。
- 4 乙は応急対策のための資機材等の数量及びその実施体制に係る資料について、予め甲に提出するとともに、変更を生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲又は所長は、乙又は乙の会員に支援を要請したときは、速やかに請負契約等を締結するものとする。なお、実施する業務の内容が軽微なものは、別途協議するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日より平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙いずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第8条 支援業務の実施に伴い、乙又は乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は資機材等に損害が生じた場合には、乙又は乙の会員は、遅滞なくその状況を書面により甲又は所長に報告し、その処置について甲又は所長と協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときには、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成24年 7月 5日

甲 本州四国連絡高速道路株式会社

代表取締役社長 三 原 修 二



乙 社団法人 日本建設業連合会 中国支部

支 部 長 中 嶋 恒 男

